

【解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま】

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・鋼製の船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和4年4月1日からは、解体改修工事を行う元請業者に対し、令和4年4月1日以降に着工する一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事について、石綿の使用の有無に関する事前調査の結果を、工事開始までに労働基準監督署に報告することが義務付けられました。詳細は、「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください。

【問合先】 岸和田労働基準監督署 安全衛生課 (TEL072-498-1013)

【解体・改修工事を発注する皆さま】

リフォーム・解体工事は適切な石綿（アスベスト）対策を行う業者に発注を！

1 工事を発注する皆さまにも配慮義務が生じます！

個人所有の家屋やマンションも含め、建築物のリフォームや解体工事を行う場合は、事前に石綿の有無を調査する必要があります。工事を発注する際には、次のことへの配慮をお願いします。

●石綿の有無の調査に必要な設計図や過去の調査記録などがあれば施工業者に提供してください。

●施工業者が石綿の調査や工事作業の記録の作成に必要な写真撮影を許可してください。

●石綿の調査や、石綿が使用されていた場合の除去作業を適切に行うための必要な費用負担や工期確保についても配慮をお願いします。

2 発注の際に確認してください！

リフォーム・解体工事を発注する際には、石綿の調査、報告費用が計上されていることや、資格者が調査を行うことを施工業者に確認してください。

3 詳しくは「石綿総合情報ポータルサイト」へ！

適正な施工業者を選ぶ際の注意点等も掲載しています。

【問合先】 岸和田労働基準監督署 安全衛生課 (TEL072-498-1013)

関係するサイト

<p>石綿総合情報ポータルサイト</p> <p>改正石綿障害予防規則の概要や石綿事前調査結果報告システムの詳細などの情報はこちらのサイトから入手できます。</p> <p>(URL) https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

添付したリーフレットデータの入手先

<p>改正石綿障害予防規則のリーフレット（解体・改修工事の受注者・実施者向け）</p> <p>(URL) https://www.mhlw.go.jp/content/000912792.pdf</p>	
<p>改正石綿障害予防規則のリーフレット（発注者向け）</p> <p>(URL) https://www.mhlw.go.jp/content/000912664.pdf</p>	
<p>建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！</p> <p>(URL) https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/reporting-system.pdf</p>	
<p>石綿（アスベスト）の有無の事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！</p> <p>(URL) https://www.mhlw.go.jp/content/000853638.pdf</p>	